

千葉県における遊漁のルールに関するよくある問合せについて（Q&A）

目次

【海面の遊漁に関するルール】

1 漁業権（海面）

- 問 1－1 貝類や海藻などは採捕できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 問 1－2 「イセエビ」は採捕できますか？
「イセエビ」が漁業権の対象になっていない区域はどこですか？・・・・ 4
- 問 1－3 「タコ」は採捕できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 問 1－4 漁業権が設定されている区域において、漁業権の対象となっていない
水産動植物（「カメノテ」、「マテガイ」など）は採捕できますか？・・・・ 5
- 問 1－5 漁業権が設定されていない区域であれば、「アワビ」や「ナマコ」は
採捕できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

2 遊漁者の漁具・漁法（海面）

- 問 2－1 遊漁者の使用できる漁具・漁法を教えてください。・・・・・・・・・・ 6
- 問 2－2 魚突きはできますか？（ヤスは使用できますか？）・・・・・・・・・・ 6
- 問 2－3 かに網は使用できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 問 2－4 ひっかけ釣り（ギャング釣り）はできますか？・・・・・・・・・・ 6
- 問 2－5 トローリングはできますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 問 2－6 貝まき（ジョレン）は使用できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 問 2－7 「いそがね」は使用できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 問 2－8 かご（お魚キラー）、セルビン、筒など（餌などで誘引して陥落させて
捕らえる漁法）は使用できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 問 2－9 素潜りによるほか、ゴーグル、シュノーケル、足ヒレ、ウェットスーツ
を着用して水産動植物を採捕できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 問 2－10 集魚灯は使用できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

【内水面（河川・湖沼）の遊漁に関するルール】

3 漁業権（内水面）

- 問3－1 河川・湖沼で釣りをする場合は、必ず遊漁券が必要ですか？・・・・・・・・10
- 問3－2 遊漁券はどこで購入できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 問3－3 漁業権が設定されている河川・湖沼で、漁業権の対象となっていない魚種（ブラックバス等）を釣る場合は、遊漁券を購入する必要がありますか？・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 問3－4 漁業権の対象魚種をリリースした場合も、遊漁券を購入する必要がありますか？・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 問3－5 県内共通遊漁券はどこで購入できますか？・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 問3－6 漁業権が設定されている河川・湖沼で釣りをする場合、支流（支派川）についても遊漁券は必要ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 問3－7 河川・湖沼で夜釣りはできますか？・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 問3－8 河川・湖沼でかご（お魚キラー）、セルビン、筒など（餌などで誘引して陥落させて捕らえる漁法）は使用できますか？・・・・・・・・13

【海面の遊漁に関するルール】

1 漁業権（海面）

問 1－1

貝類や藻類などは採捕できますか？

答 1－1

千葉県では東京湾北部の三番瀬周辺、木更津市から銚子市までの沿岸に共同漁業権が設定されており、共同漁業権の対象となっている貝類や藻類などの水産動植物を遊漁者が採捕すると漁業権の侵害となり、罰せられる場合があります。

次の場合には、貝類や藻類を遊漁者が採捕することができますが、千葉県漁業調整規則により遊漁者の使用できる漁具・漁法に制限があるほか、特定の貝類や藻類については、採捕できるサイズや期間に制限があるため、ご注意ください。

- ・共同漁業権が設定されていない区域で採捕する場合
- ・共同漁業権が設定されている区域で共同漁業権の対象となっていない貝類や藻類を採捕する場合

【参考】

- ・漁業権とは、一定の水面において特定の漁業を排他的に営む権利であり、「共同漁業権」、「区画漁業権」、「定置漁業権」があります。

第1種共同漁業権の対象となっている貝類、藻類、その他定着性の水産動植物を遊漁者が採捕すると漁業権の侵害となり罰せられる可能性があります。

- ・漁業権が設定されている区域や対象となっている水産動植物は「[漁業権の概要](#)」から確認できます。

【千葉県で第1種共同漁業権の対象となっている水産動植物の一覧】

海藻類	オゴノリ、カジメ、デングサ、ツノマタ、ワカメ、ヒジキ、ハバノリ、イワノリ、トサカノリ、オニクサ、トリアシ、ドラクサ、ホンダワラ、アオノリ、フノリ
二枚貝類	モガイ、カキ、ハマグリ、アサリ、バカガイ、シオフキ、オオノガイ、ミルクイ、アカガイ、コタマガイ、ウバガイ、タイラギ、ナミガイ、ホンビノスガイ
巻貝類	ニシ、ツメタガイ、バイ、アワビ、トコブシ、サザエ、パテイラ、ダンベイキサゴ
その他	ウニ、ナマコ、イセエビ、タコ、餌ムシ

※対象種は漁業権の区域ごとに異なります。

- ・サイズや期間の制限について（[千葉県漁業調整規則](#) 第37条）

【千葉県の海面でサイズや期間の制限がある水産動植物の一覧】

対象種	制限の内容
ブリ（モジャコ）	全長 15 cm 以下は採捕禁止
イセエビ	全長 13 cm 以下は採捕禁止、6/1～7/31 は禁止期間
クルマエビ	全長 8cm 以下は採捕禁止
アサリ	殻長 2.7cm 以下は採捕禁止
タイラギ	殻高 18cm 以下は採捕禁止、6/1～10/31 は禁止期間
チョウセンハマグリ	殻長 3cm 以下は採捕禁止
ハマグリ	殻長 3cm 以下は採捕禁止
マルサルボウ	殻長 5cm 以下は採捕禁止
ミルクイ	殻長 9cm 以下は採捕禁止
アワビ	殻長 12cm 以下は採捕禁止、9/16～翌年 3/31 は禁止期間
トコブシ	殻長 5.5cm 以下は採捕禁止、8/16～翌年 3/31 は禁止期間
サザエ	殻高 7cm 以下は採捕禁止、6/1～6/30 は禁止期間
デングサ	11/1～翌年 3/31 は禁止期間
ウナギ	全長 26cm 以下は採捕禁止
タイ	鴨川市地先の浦は禁止区域

- ・遊漁者の使用できる漁具・漁法について（問 2－1）

問 1－2

「イセエビ」は採捕できますか？

「イセエビ」が漁業権の対象になっていない区域はどこですか？

答 1－2

「イセエビ」は千葉県沿岸の「イセエビ」が漁獲されている地域のほとんどで共同漁業権の対象になっており、これらの漁業権の区域では遊漁者が採捕することはできません。

共同漁業権が設定されていない区域又は共同漁業権が設定されている区域であっても「イセエビ」が共同漁業権の対象となっていない場合には、採捕することができますが、千葉県漁業調整規則により、サイズ（全長 13cm 以下は採捕禁止）、期間（6/1～7/31 は禁止期間）及び使用できる漁具・漁法に制限があるためご注意ください。

なお、「イセエビ」が共同漁業権の対象となっていない区域は「[漁業権の概要](#)」をご確認ください。

また、安全上の理由等から立入禁止の場所が設けられている場合がありますので、ご注意ください。（詳細は当該管理者にお問合せください。）

【参考】

- ・サイズや期間の制限について（[千葉県漁業調整規則](#) 第 37 条）
- ・遊漁者の使用できる漁具・漁法について（問 2－1）

問 1－3

「タコ」は採捕できますか？

答 1－3

「タコ」が共同漁業権の対象となっている区域では、「タコ」を採捕することはできませんが、「タコ」が共同漁業権の対象となっていない区域や共同漁業権が設定されていない区域であれば、採捕することが可能です。

また、遊漁者の使用できる漁具・漁法には制限がありますのでご注意ください。

【参考】

- ・漁業権の設定されている区域や対象となっている水産動植物は「[漁業権の概要](#)」から確認できます。
- ・遊漁者の使用できる漁具・漁法について（問 2－1）

問 1－4

漁業権が設定されている区域において、漁業権の対象となっていない水産動植物（「カメノテ」、「マテガイ」など）は採捕できますか？

答 1－4

共同漁業権が設定されている区域であっても、共同漁業権の対象となっていない水産動植物を遊漁者が採捕することは可能です。

なお、共同漁業権が設定されている場所に立ち入る場合、密漁を疑われる可能性があるため、事前に地元漁協に連絡することをお勧めします。

また、遊漁者の使用できる漁具・漁法には制限がありますのでご注意ください。

※千葉県では「カメノテ」や「マテガイ」は共同漁業権の対象になっていません。

【参考】

- ・ 漁業権の設定されている区域や対象となっている水産動植物は「[漁業権の概要](#)」から確認できます。
- ・ 遊漁者の使用できる漁具・漁法について（問 2－1）

問 1－5

漁業権が設定されていない区域であれば、「アワビ」や「ナマコ」は採捕できますか？

答 1－5

「アワビ」や「ナマコ」は特定水産動植物のため、共同漁業権が設定されている区域はもちろんのこと、共同漁業権が設定されていない区域でも、遊漁者は採捕できません。
（罰則：3 年以下の懲役又は 3,000 万円以下の罰金）

【参考】

- ・ アワビ、ナマコ、シラスウナギは密漁の対象とされやすく、組織的かつ広域的な密漁が横行していることから、特定水産動植物に指定（漁業法第 132 条、漁業法施行規則第 41 条）され、漁業権や漁業許可に基づかない採捕・所持等が禁止されています。

2 遊漁者の漁具・漁法（海面）

問 2－1

遊漁者の使用できる漁具・漁法を教えてください。

答 2－1

遊漁者の使用できる漁具・漁法は千葉県漁業調整規則により次のものに制限されています。ただし、共同漁業権の対象となっている水産動植物を採捕することはできません。

- ① 竿釣・手釣
- ② たも網・すくい式さ手網
- ③ 投網（船を使用してはならない）
- ④ くまで・移植ごて（柄の長さ 50 センチメートル以内のものに限る。）
- ⑤ 徒手採捕（手づかみ）

【令和 7 年 6 月 1 日から施行】

【参考】

・ [千葉県漁業調整規則](#) 第 45 条

問 2－2

魚突きはできますか？（ヤスは使用できますか？）

答 2－2

魚突き（ヤスの使用）は千葉県漁業調整規則第 45 条において遊漁者が使用できる漁具・漁法となっていないため、遊漁者は行うことができません。

問 2－3

かに網は使用できますか？

答 2－3

「かに網」は、千葉県漁業調整規則第 45 条において遊漁者が使用できる漁具・漁法となっている「釣り（竿釣・手釣）」に含まれないため、遊漁者は使用できません。
([かに網について](#))。

問 2－4

ひっかけ釣り（ギャング釣り）はできますか？

答 2－4

水産動植物をひっかけて釣る漁法である「ひっかけ釣り（ギャング釣り）」は千葉県漁業調整規則第 45 条において遊漁者が使用できる漁具・漁法となっている「釣り（竿釣・手釣）」に含まれないため、遊漁者は行うことができません。

問 2－5

トローリングはできますか？

答 2－5

船を走行させながら釣りを行う「トローリング」は千葉県漁業調整規則第 45 条において遊漁者が使用できる漁具・漁法となっている「釣り（竿釣り・手釣り）」に含まれないため、遊漁者は行うことができません。

【参考】

- ・各都道府県漁業調整規則に規定する非漁民等の漁具又は漁法の制限にいう「竿釣り」の解釈等について（H11. 8. 20 水産庁資源管理部沿岸沖合課長回答）【抜粋】
いわゆるトローリングは曳縄釣と解し、「竿釣り」又は「手釣り」には該当しない。

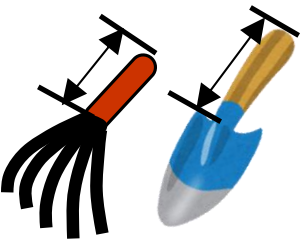
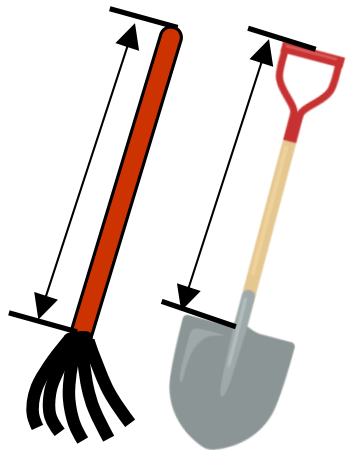
問 2－6

貝まき（ジョレン）は使用できますか？

答 2－6

貝まきは千葉県漁業調整規則第 45 条において遊漁者が使用できる漁具・漁法となっていないため、遊漁者は使用できません。

なお、貝類などを採捕する場合に認められる漁具・漁法は「徒手採捕（手づかみ）」のほか、以下の図のとおり「くまで・移植ごて（柄の長さ 50 センチメートル以内のものに限る。）」に限られています。

使用可	使用不可	
柄の長さ50cm以内	柄の長さ50cm超	柄の長さにかかわらず使用不可
 くまで 移植ごて		

令和 7 年 6 月 1 日から柄の長さが明確化されます

【参考】

- ・遊漁者の使用できる漁具・漁法について明確化するとともに見直ししました。（[詳細はこちら](#)）

問 2－7

「いそがね」は使用できますか？

答 2－7

「いそがね」など（岩盤などに固着している貝類等をはぎ落して採捕する場合に使用する漁具）は、千葉県漁業調整規則第 45 条において遊漁者が使用できる漁具・漁法となっていないため、遊漁者は使用できません。

問 2－8

かご（お魚キラー）、セルビン、筒など（餌などで誘引して陥落させて捕らえる漁法）は使用できますか？

答 2－8

かご（お魚キラー）、セルビン、筒など（餌などで誘引して陥落させて捕らえる漁法）は、千葉県漁業調整規則第 45 条において遊漁者が使用できる漁具・漁法となっていないため、遊漁者は使用できません。

問 2－9

素潜りによるほか、ゴーグル、シュノーケル、足ヒレ、ウェットスーツを着用して水産動植物を採捕できますか？

答 2－9

素潜りによるほか、ゴーグル、シュノーケル、足ヒレ、ウェットスーツを着用して水産動植物を採捕することは可能です。

ただし、アクアラングなどの簡易潜水器を用いて水産動植物を採捕することは、潜水器を使用した漁具・漁法となり、千葉県漁業調整規則第 45 条において遊漁者が使用できる漁具・漁法となっていないため、遊漁者は行うことができません。

なお、共同漁業権が設定されている場所に立ち入る場合、密漁を疑われる可能性があるため、事前に地元漁協に連絡することをお勧めします。

【参考】

・漁業調整上における潜水器の解釈について（S36. 2. 23 水産庁漁政部長回答）【抜粋】

潜水器とは人力のみの限度を超えて、積極的に潜水時間を長めたり、潜水深度を深める等のため、空気若しくは酸素等を補給する器具（ポンプ、ボンベ等）を具備したものであり、潜水服や足ヒレは潜水器には該当しない。

問 2－10

集魚灯は使用できますか？

答 2－10

集魚灯とは、水産動物を効率的に採捕するため、光で集めるものであり、千葉県漁業調整規則により遊漁者は集魚灯を使用して水産動物を採捕することはできません。

なお、足元や海面を見やすくするためのライトは使用できます。

【参考】

・ [千葉県漁業調整規則](#) 第 34 条

【内水面（河川・湖沼）の遊漁に関するルール】

3 漁業権（内水面）

問 3－1

河川・湖沼で釣りをする場合は、必ず遊漁券が必要ですか？

答 3－1

遊漁者が、第5種共同漁業権が設定されている内水面（河川・湖沼）で、漁業権対象魚種を釣る場合は、遊漁券を購入する必要があります。

【参考】

・漁業権の設定されている区域や対象となっている魚種は「[漁業権の概要](#)」から確認できます。

問 3－2

遊漁券はどこで購入できますか？

答 3－2

遊漁券は、その内水面（河川・湖沼）を管理する漁業協同組合又は組合指定販売店で購入することができます。

なお、漁協によっては、職員が常駐していないため、事前にお問合せの上、ご訪問することをお勧めします。

【参考】

・各漁協の住所、連絡先については、千葉県HP「[千葉県の川や湖沼で釣りをする皆さんへ](#)」3 漁業権者の連絡先のとおりです。

問 3－3

漁業権が設定されている河川・湖沼で、漁業権の対象となっていない魚種（ブラックバス等）を釣る場合は、遊漁券を購入する必要がありますか？

答 3－3

第5種共同漁業権が設定されている内水面（河川・湖沼）で、漁業権の対象となっていない魚種（ブラックバス等）を釣る場合は、遊漁券を購入する必要はありません。

ただし、漁業権の対象となっている魚種（こい、ふな、うなぎ等）を混獲している場合には、遊漁券を購入する必要があります。

【参考】

・漁場計画及び漁業権行使規則等に関する問答集送付について
(S38. 1. 30 水産庁漁政部長通知) 【抜粋】

漁業権の内容となっていない魚種を採捕するという名目で漁業権の内容となっている魚種を混獲している場合であって、その遊漁行為が漁業権対象魚種の採捕をも含むと客観的に認定し得るときは、遊漁規則に基づいてきめられた遊漁料を納付させることができる。

問 3－4

漁業権の対象魚種をリリースした場合も、遊漁券を購入する必要がありますか？

答 3－4

第 5 種共同漁業権が設定されている内水面（河川・湖沼）で、漁業権の対象となっている魚種を釣る場合には、放流（リリース）の有無にかかわらず、遊漁券を購入する必要があります。

【参考】

・ 件名不明（S32. 1. 25 水産庁漁政部長回答）【抜粋】

一般に漁業法規中にいう「採捕」とは、自然に生育する状態にある水産動植物を採取捕獲する行為をいい、その結果として現実にはその水産動植物を把握所持することを要しない。

問 3－5

県内共通遊漁券はどこで購入できますか？

答 3－5

県内共通遊漁券の販売場所は以下のとおりです。

販売場所によっては、職員が常駐していないため、事前にお問合せの上、ご訪問することをお勧めします。

（1）千葉県内水面漁業協同組合連合会

住所：千葉市中央区新宿 2-3-8 水産会館 5 階

電話番号：0 4 3-2 4 2-6 8 9 1

（2）養老川漁業協同組合

（3）小櫃川漁業協同組合

（4）湊川漁業協同組合

（5）夷隅川漁業協同組合

（6）南白亀川漁業協同組合

（7）栗山川漁業協同組合

（8）手賀沼漁業協同組合

（9）我孫子手賀沼漁業協同組合

（10）印旛沼漁業協同組合

（11）北総漁業協同組合

（12）笹川漁業協同組合

（13）中利根漁業協同組合

【参考】

・（2）～（13）の住所・連絡先については、千葉県HP「[千葉県の川や湖沼で釣りをする皆さんへ](#)」3 漁業権者の連絡先のとおりです。

・県内共通遊漁券について、詳細は[こちら](#)をご確認ください。

問 3－6

漁業権が設定されている河川・湖沼で釣りをする場合、支流（支派川）についても遊漁券は必要ですか？

答 3－6

その支流（支派川）にも第5種共同漁業権が設定されている場合には、遊漁券を購入する必要があります。

なお、第5種共同漁業権が設定されている支流（支派川）の範囲は、[内水面漁業権漁場図](#)の（ア）共同漁業権において橋などを目印として示されている区域となります。

【よく問合せがある河川】

以下の河川は、第5種共同漁業権が設定されていません。

- ・新川（八千代市の村上橋から下流）
- ・花見川（印旛放水路の下流部）
- ・利根運河（利根川と江戸川を結ぶ運河）
- ・黒部川（利根川の支派川）
- ・坂川（江戸川の支派川）

【参考】

- ・漁業権の設定されている区域や対象となっている魚種は「[漁業権の概要](#)」から確認できます。

問 3－7

河川・湖沼で夜釣りはできますか？

答 3－7

千葉県の内水面（河川・湖沼）においては、夜釣りは禁止されていません。

ただし、江戸川においては、遊漁規則により日没から日出までの間の遊漁（夜釣り）は禁止されています。

なお、場所によっては安全上の理由から、管理者が夜釣りや夜の立入りを禁止している場合がありますので、ご注意ください。（詳細は当該管理者にお問合せください。）

【参考】

- ・[遊漁規則（江戸川、東京都知事免許）](#) 第3条

問 3－8

河川・湖沼でかご（お魚キラー）、セルビン、筒など（餌などで誘引して陥落させて捕らえる漁法）は使用できますか？

答 3－8

釣り・すくい網以外の漁具・漁法には、漁業調整規則により千葉県 of 許可が必要なものや使用が禁止されているものがありますので、詳しくは漁業資源課 資源管理班（043-223-3037）にお問合せください。

【参考】

・ [千葉県漁業調整規則](#) 第 33 条及び第 34 条